8 短期入所生活介護費

基本部分				注 夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	注 利用者の数及びユニット数が入所定員を超える場合	注 介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない場 ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 共生型短期入所生活介護を行う場合	注 生活相談員配置等加算	注 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	注 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	注 個別機能訓練加算（Ⅰ）	注 個別機能訓練加算（Ⅱ）	注 看護体制加算（Ⅰ）	注 看護体制加算（Ⅱ）	注 看護体制加算（Ⅲ）	注 看護体制加算（Ⅳ）	注 医療連携強化加算	注 夜勤職員配置加算（Ⅰ）・（Ⅱ）	注 夜勤職員配置加算（Ⅲ）・（Ⅳ）	注 認知症行動・心理症状緊急対応加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 利用者に対して送迎を行う場合	注 緊急短期入所受入加算	注 長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合
イ 短期入所生活介護費（1日につき）	（1） 単独型短期入所生活介護費	（一） 単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1 （ 638 単位）	×97／100	×70／100	×70／100				1月につき＋150単位（3月に1回を限度）	1月につき＋200単位（※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき＋100単位）	1日につき＋12単位	1日につき＋56単位	1日につき＋4単位	1日につき＋8単位	1日につき 利用定員29人以下 ＋12単位 利用定員30人以上50人以下 ＋6単位	1日につき 利用定員29人以下 ＋21単位 利用定員30人以上50人以下 ＋13単位	1日につき＋58単位	1日につき＋13単位	1日につき＋15単位	1日につき＋200単位（7日間を限度）	1日につき＋120単位	片道につき＋184単位	1日につき＋90単位（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）	1日につき－30単位
			要介護2 （ 707 単位）																						
			要介護3 （ 778 単位）																						
			要介護4 （ 847 単位）																						
			要介護5 （ 916 単位）																						
		（二） 単独型短期入所生活介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護1 （ 638 単位）																						
			要介護2 （ 707 単位）																						
			要介護3 （ 778 単位）																						
			要介護4 （ 847 単位）																						
			要介護5 （ 916 単位）																						
	（2） 併設型短期入所生活介護費	（一） 併設型短期入所生活介護費（Ⅰ）<従来型個室>	要介護1 （ 596 単位）					指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき＋13単位																
			要介護2 （ 665 単位）																						
			要介護3 （ 737 単位）																						
			要介護4 （ 806 単位）																						
			要介護5 （ 874 単位）																						
		（二） 併設型短期入所生活介護費（Ⅱ）<多床室>	要介護1 （ 596 単位）																						
			要介護2 （ 665 単位）																						
			要介護3 （ 737 単位）																						
			要介護4 （ 806 単位）																						
			要介護5 （ 874 単位）																						
ロ ユニット型短期入所生活介護費（1日につき）	（1） 単独型ユニット型短期入所生活介護費	（一） 単独型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 738 単位）				×97／100																		
			要介護2 （ 806 単位）																						
			要介護3 （ 881 単位）																						
			要介護4 （ 949 単位）																						
			要介護5 （ 1,017 単位）																						
		（二） 経過的単独型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 （ 738 単位）																						
			要介護2 （ 806 単位）																						
			要介護3 （ 881 単位）																						
			要介護4 （ 949 単位）																						
			要介護5 （ 1,017 単位）																						
	（2） 併設型ユニット型短期入所生活介護費	（一） 併設型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室>	要介護1 （ 696 単位）																						
			要介護2 （ 764 単位）																						
			要介護3 （ 838 単位）																						
			要介護4 （ 908 単位）																						
			要介護5 （ 976 単位）																						
		（二） 経過的併設型ユニット型短期入所生活介護費<ユニット型個室的多床室>	要介護1 （ 696 単位）																						
			要介護2 （ 764 単位）																						
			要介護3 （ 838 単位）																						
			要介護4 （ 908 単位）																						
			要介護5 （ 976 単位）																						

ハ 療養食加算	（1回につき 8単位を加算（1日に3回を限度））

ニ 在宅中重度者受入加算	（1） 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定している場合	（1日につき 421単位を加算）
	（2） 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している場合	（1日につき 417単位を加算）
	（3） （1）（2）いずれの看護体制加算も算定している場合	（1日につき 413単位を加算）
	（4） 看護体制加算を算定していない場合	（1日につき 425単位を加算）

ホ 認知症専門ケア加算	（1） 認知症専門ケア加算（Ⅰ）	（1日につき 3単位を加算）
	（2） 認知症専門ケア加算（Ⅱ）	（1日につき 4単位を加算）

ヘ サービス提供体制強化加算	（1） サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき 22単位を加算）
	（2） サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき 18単位を加算）
	（3） サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき 6単位を加算）

ト 介護職員処遇改善加算	（1） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×83/1000）	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×60/1000）	
	（3） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） （1月につき ＋所定単位×33/1000）	

チ 介護職員等特定処遇改善加算	（1） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき ＋所定単位×27/1000）	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計
	（2） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） （1月につき ＋所定単位×23/1000）	

介護職員等ベースアップ等支援加算	（1月につき ＋所定単位×16／1000）	所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計

	（1）「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目